

議 会 資 料	議案第 79 号
都市計画課	

志摩市改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

令和7年8月12日に「市税に滞納がないことの証明書」の名称が「完納証明書」に変更されたことに伴い、「志摩市改良住宅の設置及び管理に関する条例（平成16年志摩市条例214号）について所要の修正を行うため、一部改正を行うものです。

2. 改正する条例の要点

第7条第4項中「市税に滞納がないことの証明書」を「完納証明書」に改正するものです。

3. 改正による効果等

本改正により、変更後の正確な証明書の名称が規定されることとなります。

志摩市改良住宅の設置及び管理に関する条例(平成16年志摩市条例第214号)新旧対照表

現行	改正後（案）
（連帯保証人） 第7条 （略） 2・3 （略） 4 前項の規定による届出には、変更後の連帯保証人の印鑑証明書、<u>市税に滞納がないことの証明書</u>及び所得金額を証明する書類を添付するものとする。	（連帯保証人） 第7条 （略） 2・3 （略） 4 前項の規定による届出には、変更後の連帯保証人の印鑑証明書、<u>完納証明書</u>及び所得金額を証明する書類を添付するものとする。